

# 「美唄市福祉のまちづくり条例」についての考え方

## 条例の名称

「美唄市福祉のまちづくり条例」

(考え方)

美唄市は、第5期美唄市総合計画「美唄21世紀まちづくりプラン」において、「福祉のまち」を重点方向の一つとして位置付けており、本条例は、福祉のまちづくりを市民とともに総合的に推進するために制定するものです。

また、「福祉のまちづくり」という言葉を条例の名称に盛り込むことで、美唄市として、福祉のまちづくりへ取り組む姿勢を明確に示そうとするものです。

## 前 文

住みなれた地域で、いつまでも健康で安心して暮らしたいという思いは、私たち美唄市民の共通の願いです。

このような願いを実現するためには、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し、支え合い、ともに生きる地域社会を築くことが必要です。

私たちのまちは、かつて炭鉱と農業のまちとして、人々がそれぞれの地域においてさまざまな困難を乗り越え、ともに支え合って暮らしてきた歴史があります。

私たち美唄市民は、これまでの先人が培ってきた生活文化を受け継ぎ、新たな時代の中で育むことにより、だれもが住み慣れたこの美唄の地域で、安心して生き生きと暮らすことのできる福祉のまちを創造することを決意し、この条例を制定します。

(考え方)

福祉のまちづくりに対する市民の思いと、人と人とのつながりを本市の歴史や生活文化から学びつつ、急速にすすむ少子高齢化など「今日的な状況における新たなつながり」を模索し、だれもが美唄の地域において、安心して生き生きと暮らすことのできる福祉のまちを創造することを市民とともに宣言するものです。

## 第1章 総 則

### 第1条 (目 的)

**この条例は、福祉のまちづくりを推進するため、その基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市のそれぞれの役割を明らかにすることによって、市民だれもが安心して生き生きと暮らすことのできる社会を築くことを目的とします。**

(考え方)

福祉のまちづくりを推進するためには、その担い手であると同時に受け手でもある市民、事業者、市の三者が共通の認識を持つことが必要であり、三者がそれぞれの役割を自覚することで、総合的な推進が図られるものと考えます。

## **第2条 (福祉のまちづくりの基本理念)**

**福祉のまちづくりは、市民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重することを基本とし、市民の自立への努力、地域で展開される住民のさまざまな活動と市民の自立支援に向けた市の施策が相互に連携をとりながら、ともに支え合い、活力ある地域社会の実現を図ることを基本理念として推進されなければなりません。**

**2 前項に規定する基本理念の実現にあたっては、次の各号に掲げる事項が尊重されなければなりません。**

**(1) 市民は、年齢、心身等の状況に応じて、自立した生活を営むために努力すること。**

**(2) 市民及び事業者は、地域社会の一員として、自己の能力を発揮して社会活動に参加するとともに、個人としての尊厳を認め合い、ともに支え合い、活力ある地域社会を築くために努力すること。**

**(3) 市は、市民が安心して生き生きと生活を営むことができる基礎的な条件を確保するため、市民及び事業者との協働のもとに、必要な施策を総合的かつ効果的に実施すること。**

(考え方)

人は、それぞれ異なった個性や考え方を持っており、福祉のまちづくりには、市民一人ひとりがお互いの個性や違いを認め、理解することが重要です。

また、市民は日々の生活において様々なニーズや課題を持っており、市だけでそれらのニーズや課題に対応していくことは困難です。市民、事業者、市の三者がそれぞれの特性を生かし、自助・共助・公助が相互に補完し合いながら支援を必要としている人に必要なサービスが総合的に提供されることにより、活力ある

地域社会の実現が図られるものと考えます。

### 第3条（市民の役割）

**市民は、一人ひとりが福祉のまちづくりの主体であるという意識のもとに行動するとともに、自ら持てる力を発揮し、福祉のまちづくりの推進に努めます。**

**2 市民は、生活の基盤である家庭と、暮らしの場である地域社会における自らの役割を意識し、支え合う地域社会の実現に努めます。**

（考え方）

まず、この条例では、市民、事業者、市に対する「責務」という言葉ではなく、「役割」という言葉を用いています。これは、市が市民や事業者に対し「義務」を課すのではなく、それぞれの自発的な意思による協力を求め、それぞれが役割を担っていただくという考え方によるものです。

福祉のまちづくりは、市のみで行うだけではなく、市民が主体的に関わって行くことが求められます。そのためには、福祉のまちづくりについて、市民の理解が欠かせません。

さらに市民は、地域社会を構成する一員として、家庭や地域における自らの役割を自覚し、持てる力を発揮して、事業者や市と協働して福祉のまちづくりに取り組むことが大切であると考えます。

### 第4条（事業者の役割）

**事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを意識し、福祉のまちづくりへの理解を深めるとともに、その推進に努めます。**

**2 事業者は、自らも地域社会を支える一員として、支え合う地域社会の実現に努めます。**

（考え方）

事業者とは、美唄において事業活動をおこなう人をいいます。（社会福祉法でいう事業者は「社会福祉を目的とする事業を営営するもの」と規定しており、本条例とは同じではありません）

事業者は、その事業活動を通し、地域社会に大きな影響力を持った存在であり、

社会的な役割も併せ持っています。

事業者自らも、地域社会を支える一員として自覚し、市民や市と協働して福祉のまちづくりに取り組むことが大切であると考えます。

## 第5条（市の役割）

市は、第2条に規定する基本理念を実現するため、市が行うすべての施策において、福祉のまちづくりへの配慮を行い実施します。

2 市は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施します。

3 市は、福祉のまちづくりを推進するために、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たせるよう、必要な環境づくりに努めます。

（考え方）

支え合う地域社会は、単に保健・福祉施策だけでは実現できません。市が行うすべての施策において、福祉のまちづくりの視点を持ち実施することが大切です。また、市が、率先して福祉のまちづくりを進めることは当然のことです。そのためには総合的な計画を策定し、市民や事業者と協働して推進するための環境を整備することが大切であると考えます。

## 第6条（国等との連携）

市は、この条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体等との連携に努めます。

（考え方）

福祉のまちづくりを推進するため、国や道、近隣市町村等と連携して行うことも大切であると考えます。

## 第2章 福祉のまちづくりに関する基本方針

### 第7条（情報の提供）

市は、福祉のまちづくりに関して市民及び事業者が理解を深めるとともに、自発的な活動を支援するため、必要な情報の収集及び提供、学習機会の確保に努めます。

(考え方)

福祉のまちづくりに関する情報は、市民、事業者が福祉のまちづくりに関心を持ち、理解し、活動するための必要不可欠のものです。情報の提供と、情報を元に学習する機会の確保は、市の重要な役割であると考えます。

## 第8条 (市民参加)

市は、福祉のまちづくりの推進にあたっては、市民参加の機会を保障するとともに、子どもから高齢者まであらゆる世代の意見が反映され、市民自らも担い手となるための必要な環境づくりに努めます。

(考え方)

福祉のまちづくりにおいて、市民参加は基本的な権利です。この場合、子どもも含め参加を保障すべきです。

また、市民参加は単に自らの意見が反映されるにとどまらず、その担い手として活動に参加できることも含め、必要な環境を整備することは、市の重要な役割であると考えます。

## 第9条 (地域福祉計画の策定)

市は、第5条第2項に規定する計画として、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の地域福祉計画を策定し、計画的かつ総合的に地域福祉を推進します。

2 市は、地域福祉計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する市民ささえあい推進委員会の意見を聴かなければなりません。

(考え方)

福祉のまちづくりを推進するため、社会福祉法で規定している地域福祉計画を策定し、計画的に取り組むことを規定しました。地域福祉計画は任意規定ではありますが、条例で規定することにより、必ず策定することとしました。

また、計画策定に際しては、さまざまな方法での市民参加を得て策定することとしますが、市民で組織する「市民ささえあい推進委員会」の意見を伺うことを義務づけました。

## 第3章 福祉のまちづくりに関する基本的な施策等

## 第10条（健康づくりの推進）

市民は、自らの健康は自らつくるという健康に関する意識を高め、日常生活の様々な場面で健康の保持及び増進に努めます。

2 市は、市民の健康で自立した生活に向けた取り組みを支援するため、市民、事業者とともに、その環境づくりに努めるとともに、健康の保持増進並びに疾病及び介護等の予防に必要な施策の充実を図ります。

（考え方）

福祉のまちの要件の一つである市民の健康は、市民一人ひとりが「健康はつくるもの」という視点に立ち、主体的取り組んでいくことが基本になりますが、同時にこうした市民の取り組みが効果的に進められるためには、市は事業者や関係団体と連携して、その取り組みを支えていく環境づくりが重要です。

びばいヘルシーライフ21などにに基づき、健康づくりを推進します。

## 第11条（保健福祉サービスの充実）

市は、市民が生涯を通じて安心して生活を営むことができるよう、必要な保健福祉サービスを提供するとともに、その基盤整備に努めます。

2 市は、次の各号に掲げる原則に基づき、保健福祉サービスを実施します。

（1）支援を必要とする市民に対して適正なサービスを公平に提供すること。

（2）市民のサービスの選択及び自己決定を尊重すること。

（3）市民の生活の自立に向けた取り組みを支援すること。

（4）市民に利用しやすい身近な地域でサービスを総合的に提供すること。

（5）保健、医療、福祉等、関係機関の連携のとれたサービスを提供すること。

（考え方）

高齢や障がいなどにより支援が必要となったとき、必要なサービスが利用できることは、安心して暮らすことのできる福祉のまちです。利用者の自己選択・自己決定によりさまざまなサービスが、総合的に提供されることにより、地域での生活を維持向上させるための地域包括ケアシステムを構築することが重要です。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画、子育て支援計画などに基づき、保健福祉サービスの充実を図ります。

## 第12条（生涯学習等の推進）

**市民は、生きがいのある豊かな生活を営むため、生涯にわたって学習するよう努めます。**

**2 市は、個人の特性に応じた多様な生涯学習、芸術・文化、スポーツ・レクリエーション活動など、社会活動や交流に参加する機会の拡大に努めます。**

(考え方)

市民が、生きがいを持ち、充実した生活を送ることが大切です。市民のさまざまな学習意欲に対応し、社会活動や交流に参加できる環境整備は重要です。

生涯学習推進計画などにに基づき、生涯学習等の推進を図ります。

### **第 13 条 (就労の支援)**

**事業者は、高齢者、障害者等の就労機会の提供並びに雇用の創出及び維持に向けた環境づくりに努めます。**

**2 市は、前項に定める雇用の創出及び維持を図るため、事業者及び関係機関と連携して、必要な施策を講じるよう努めます。**

(考え方)

高齢者や障がい者等であっても、もてる能力を発揮し、社会の構成員として役割を担うことは、活力ある地域社会を築く上で大切であります。高齢者や障がい者等の特性に応じた雇用の確保は、市、事業者等の重要な役割です。

### **第 14 条 (居住環境の整備)**

**市は、市民、事業者及び関係機関と連携し、市民が安全かつ快適に生活するため、だれもが住みやすい居住環境の整備に努めます。**

(考え方)

福祉のまちは、年齢や障がいの有無にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能な、ユニバーサルデザインの居住環境が大切です。

居住環境の整備にあたっては、都市計画マスタープランや公共賃貸住宅再生マスタープラン等に基づくほか、北海道福祉のまちづくり条例やハートビル法などにより推進します。

## 第 15 条 （安全な生活の確保）

市民は、安全に日常生活を送ることができるよう、防犯、防災及び交通安全に関して、地域住民が相互に助け合う地域づくりに努めます。

2 市は、市民が安全に日常生活を営むことができるよう、市民及び関係機関と連携し、防犯、防災および交通安全に関する必要な施策を講じるよう努めます。

（考え方）

防犯・防災など市民生活の安心、安全を確保するためには、日頃からの地域住民同士の協力と、市や関係機関との連携が大切です。そのことが犯罪や災害などを未然に防ぎ、発生しても被害を最小限にとどめることが可能となります。

地域防災計画・水防計画等に基づき、安全な生活の確保に努めます。

## 第 4 章 福祉のまちづくりの推進

### 第 16 条 （市民ささえあい推進委員会）

この条例による福祉のまちづくりを推進するために、市民で組織する市民ささえあい推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

（考え方）

福祉のまちづくりを推進するため、市民で組織する市民ささえあい推進委員会を設置し、市民と協働して進めます。

### 第 17 条 （役割）

推進委員会は、福祉のまちづくりに関する基本的な事項について必要な意見を述べるとともに、支え合う地域社会の実現に向けた取り組みを推進します。

（考え方）

推進委員会は、第 9 条の地域福祉計画や、福祉のまちづくりに関して意見をのべるほか、各地域で福祉のまちづくりが進められるよう地域懇談会の開催や地域協議会の設置に向けた取り組みを進めます。

### 第 18 条 （自ら進める地域づくり）

市民一人一人は、自らの地域を自ら良くしていこうという気概を持って、地域での活動に積極的に取り組むよう努めます。

2 町内会など地域づくりに取り組む団体は、自らの活動を積極的に推進して、地域の連帯感を深めるとともに、より良い地域づくりに努めます。

3 市は、社会福祉協議会など地域福祉の推進に寄与する団体及び個人と協働し、地域づくりに関する地域住民の主体的な取り組みに対し、必要な支援に努めます。

(考え方)

福祉のまちづくりは、地域住民一人ひとりが住みよいまちを目指して行う活動と、地域住民が組織だてで行う活動とが連携して進められることが大切です。

このような取り組みを、市や社協が支援することによって、福祉のまちづくりが大きく推進されます。

## 第5章 雑 則

### 第19条 (委 任)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(考え方)

本条例の定め以外で条例の施行について必要な事項は、市長が規則等で定めるものとしします。

### 付 則 (施行期日)(経過措置)

1 この条例は、平成16年4月1日(以下「施行日」という。)から施行します。

2 この条例の施行の際、施行日前に策定した美唄市地域福祉計画については、この条例第9条第1項の規定に基づき策定したものとみなします。